

「ホワイトスペース利用システムの
運用調整の仕組み 中間とりまとめ(案)」
に対する意見募集の結果(概要)

平成24年10月12日

事務局

「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 中間とりまとめ(案)」に対する意見募集の結果

1. 実施期間

平成24年9月1日(土) ~ 10月1日(月)

2. 意見提出者 合計13者

【放送事業者(2者)】	(株)TBSテレビ、(株)毎日放送、
【放送事業者団体(1者)】	(一社)日本民間放送連盟
【エリア放送関係団体(1者)】	エリア放送開発委員会
【特定ラジオマイクユーザー(4者)】	ロックドア(株)、日本テックトラスト(株)、(社)日本演劇興業協会、東宝(株)
【その他企業(2者)】	(株)トヨタIT開発センター、匿名
【個人(3者)】	

3. 提出された意見の概要

別紙のとおり。

「1. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み」に対する主な意見

1. 検討の前提について(割当て上の優先順位)

(1) ホワイトスペース利用システムの共用方針

- ①ラジオマイクはチャンネルの高い方から、エリア型放送システムは低い方から運用する様に免許を交付しては。【社団法人日本演劇興行協会】【日本テックトラスト株式会社】
- ②高い方からの10チャンネル(TVチャンネル)幅を特定ラジオマイク以外のホワイトスペース利用システムが利用できない周波数帯域として確保する事を提案する。【日本テックトラスト株式会社】
- ③ホワイトスペース利用システムに「エリア放送の高度化方式」についても考慮いただきたい。【株式会社TBSテレビ】

(3) エリア放送の制度化について

- ①エリア放送はiPhoneでは受信できず、わが国だけのサービスであって海外展開の見込みもない。一方で、動画配信すればワンセグ対応携帯電話等だけでなくiPhoneでも受信できる。実証実験によって地域に特化した放送を提供するという意義を確認した後はエリア放送は終了することとし、ホワイトスペースでの免許割当も実施すべきでない。【個人】

(5) 無線局免許について

- ①地デジに対する混信防止のためには、免許制による運用管理が適切。【エリア放送開発委員会】【匿名】
- ② 特定ラジオマイクの各無線設備の操作には、エリア放送と同等(第三級陸上特殊無線技士)以上の有資格者の操作による運用を義務付けることが必要。【エリア放送開発委員会】【匿名】

「1. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み」に対する主な意見

2. ホワイトスペース利用システムの利用形態

(1) 特定ラジオマイク

- ①「移動しながら運用する移動型の特定ラジオマイクについては、…今後、技術的な方法等何らかの方法で地デジの保護を担保できない限り、ホワイトスペースでの利用は困難…」は、エリア放送との周波数共有を安全安心に運用するため適切。【エリア放送開発委員会】【匿名】
- ②当初より、固定型、可搬型、移動型の別なく、地デジとの干渉を勘案した上で、ホワイトスペース内で利用可能な周波数を高い順から割り当てるという願いを提出。この要請に関して引き続きの検討を願いたい。【東宝株式会社】
- ③地デジ用周波数帯のすべての空きチャンネルが少しずつ特定ラジオマイクに利用され、他のホワイトスペース利用のための空きチャンネルが見つからない、という状況が生じる恐れ。地デジ用周波数帯の中でもより高い周波数帯は移動通信にとっても適切な周波数帯。特定ラジオマイクには710～714MHzを専用に利用するのを認めるほかは、より低い周波数帯を地域ごとに指定し利用を認めるようにすべき。【個人】
- ④本件とりまとめ案表1は、「突発的な現場取材」を移動型に、表3は、「災害向け通信システム」を可搬型に分類。しかし、これらの運用形態は、事案の性質上ほぼ同様なものになると思われるため、両者の運用形態の分類について、更なる検討が必要。【個人】
- ⑤通信可能な距離は、概ねアナログ方式(10mW)で30～60m程度、デジタル方式(50mW)では100m程度である。と追記すべき。また、アナログ方式とデジタル方式の出力が違う理由について、その理由が解説されるべき。【個人】

「Ⅰ. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み」に対する主な意見

4. 運用調整の確立のための具体的な方策

(1) 地デジの保護と利用可能性の予見性の付与

①「可搬型開設希望者は710～714MHzの周波数帯と当該周波数帯と連続的な帯域により免許することが適当である。」とすべき。【ロックドア株式会社】

②連絡体制の構築に当たっては、必要な情報の集約や関係者間の調整が迅速かつ確実にできるよう、運用調整主体の在り方とあわせて具体的に検討すべき。【一般社団法人日本民間放送連盟】

(2) エリア放送と特定ラジオマイク間相互の運用環境の確保

①中間とりまとめ4(2)の「特定ラジオマイク関係者」の対象者が不明確であり、新たなエリア放送の申請時に調整の対象となるのは、既に免許を受けている特定ラジオマイク運用者であるため、「特定ラジオマイクの免許人」に変更すべき。【エリア放送開発委員会】【匿名】

②エリア放送の免許申請に関する情報(申請の有無を含)は、企業情報やノウハウ等もあり、免許審査に必要最小限の止むを得ない範囲で、免許人の関係する権利保護も前提に公開されるべき、調整作業対象外の特定ラジオマイク関係者も含めて一括公開することは不適切。【匿名】

「1. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み」に対する主な意見

5. 運用調整体制確立後の運用について

(1) 特定ラジオマイクチャンネルリストの更新及びその影響

① 特定ラジオマイクとエリア放送は、同時申請時のみ特定ラジオマイクが優先されるものと解釈されるべき。混乱を避けるには、既にエリア放送が運用中の場所・周波数に対して、特定ラジオマイクが後日申請した場合は、相互が合意した場合を除いてエリア放送側の周波数変更や運用停止は必要無いことを明確に記載することが適切。

【エリア放送開発委員会】【匿名】

② 特定ラジオマイクが運用されていないにも関わらず「特定ラジオマイクチャンネルリスト」なるものをもって、既存のエリア放送の運用に制限をかける根拠とする考え方は不適切。同様に、特定ラジオマイクチャンネルリストが更新された場合、追加された周波数を使用中のエリア放送から混信があるとして、既存のエリア放送の運用を制限すると読める記述も不適切。特定ラジオマイクの申請者は、特定ラジオマイクチャンネルにある周波数であっても、エリア放送その他のホワイトスペースシステムの既存の免許取得局との間では調整作業が必要であることを記載すべき。

【エリア放送開発委員会】

③ 総務省の調査、検討、合意によるチャンネルリストの作成、更新を、将来的にも責任をもって継続する様要望。チャンネルリスト以外の場所での円滑な運用が可能となる様、提出資料の簡略化とチャンネルリストの敏速な更新、公表を要望。【社団法人日本演劇興行協会】

(2) エリア放送と特定ラジオマイク間の運用調整

① 新たな特定ラジオマイクが既存のエリア放送に対して協議を申し込む場合は、「特定ラジオマイクの申請者は、十分な時間的な余裕を持って協議を始めること」の一文の追加願いたい。【エリア放送開発委員会】【匿名】

② 特定ラジオマイクの免許申請は、最小の空中線電力(実効輻射電力)と最短の運用時間(免許期間、運用時間帯)とすることを努力義務として明記してほしい。【エリア放送開発委員会】

③ ラジオマイクは710MHzから714MHzに近い50ch近辺の3チャンネル分を優先的に利用できることが望ましい。そのうえでエリア放送の置局をする際、なるべく低い周波数を優先してチャンネル割り当てをすれば、ラジオマイクとの運用調整がより容易になる。【株式会社毎日放送】

「1. 特定ラジオマイクとエリア放送の運用調整の仕組み」に対する主な意見

6. 運用調整等の実施主体

(1) 特定ラジオマイクチャンネルリストの作成・更新の主体

①チャンネルリストの更新に必要な「地デジとの共用条件を満足することを示す資料」作成において、電波伝搬の専門知識を有する者が、特定ラジオマイクの運用者をサポートする方策等についても、あわせて検討すべき。

【一般社団法人日本民間放送連盟】【株式会社TBSテレビ】

②特定ラジオマイクチャンネルリストはインターネット等での公表をお願いしたい。【東宝株式会社】

(2) エリア放送と特定ラジオマイク間の運用調整の主体

①エリア放送とラジオマイクとの運用調整についても、お互いの送信電波を適切に評価するためには、電波の専門知識が必要。運営調整主体については、電波技術の専門機関との連携も含めた幅広い議論をご考慮頂きたい。【一般社団法人日本民間放送連盟】【株式会社TBSテレビ】

②運用調整等の実施主体は、最終的に双方利害関係者の調整役になる立場でもあることから、既存の組織ではなく新たな検討の場を組成することが適当。【エリア放送開発委員会】

③ホワイトスペースを利用するユーザーが、時間・場所・周波数の項目について運用調整を行うには、全て一括した情報を同一の管理団体で運用すべき。また、公益的な側面が強いので、日々の運用管理状況は、一般に公開されるべき。【個人】

④運用調整機関は、これまでの実績と、今後の予想運用連絡数、及び平成25年度からの導入を考慮すると、特定ラジオマイク利用者連盟による一元化が望ましい。【社団法人日本演劇興行協会】

⑤運用連絡調整方法については、相互通信機能を持つインターネットなど効率的な連絡方法の整備構築が必要。【社団法人日本演劇興行協会】

⑥新たな調整機関や運営環境の構築にはどのような費用が発生するのか、検討して頂きたい。特定ラジオマイクの新たな運営環境構築に関わる費用は、認定開設者の周波数移行に関わる費用で補償する事を要望。移行環境を早期に円滑に確立するためにも、この費用負担者を現段階で明確にする必要。【社団法人日本演劇興行協会】

7. 運用調整の仕組みの導入に当たっての考慮事項

①カバーエリアが重複する場所で、エリア放送は複数開局される場合、特定ラジオマイクの利用が阻害されない為には、同一地域での開局を制限する等の方策を講じて、特定ラジオマイクの利用が保護されるべき。【個人】

「II. その他のホワイトスペース利用システムの運用調整について」に対する主な意見

2. 各システムの検討状況及び利用形態

(1) 災害向け通信システム(災害対応ロボット・機器用)

- ① 原案は概ね妥当。ただし、地デジのホワイトスペースを利用する以上、一次業務である地デジの保護に万全を期す必要。災害の発生場所は予測困難であり、どこでも確実に運用するためには、地デジのホワイトスペースのように場所的制約のある周波数帯の利用は課題が多い。【一般社団法人日本民間放送連盟】【株式会社毎日放送】
- ② 災害時にロボット・機器だけを対象とするだけでなく、車両にホワイトスペースの利用も許可し、行政も含めて情報をより多く流通するような施策が必要。そのためのホワイトスペース利用の対象の拡大だけでなく、利用の研究の推進を期待。【株式会社トヨタIT開発センター】
- ③ 3G/LTE等の汎用無線を利用しても目的を達成できる災害対応ロボット等はホワイトスペースの利用形態から排除すべき。【個人】

「II. その他のホワイトスペース利用システムの運用調整について」に対する主な意見

2. 各システムの検討状況及び利用形態

(2) センサーネットワーク及び無線ブロードバンド

①災害向け通信システム、センサーネットワーク、無線ブロードバンド等についてホワイトスペース利用の検討を行う際は、①日本のテレビ視聴は地上波の直接受信が主体であるため、地デジ受信の視聴者をしっかりと保護する必要があること、②日本においては、地デジのホワイトスペースとして利用可能な空きチャンネルが米国よりも相当少ないことをしっかりと認識すべき。【一般社団法人日本民間放送連盟】

(3) 海外で検討・導入されているホワイトスペース利用システム

①米国ではスーパーWiFiのサービスが開始され、今後拡大すると予想されている。我が国のこの分野での競争力強化のために、一歩進んだ移動体へのホワイトスペース利用も含め、より積極的に検討することを期待。【株式会社トヨタIT開発センター】

②海外でのホワイトスペース利用システム間の運用調整方法の調査を要望。【社団法人日本演劇興行協会】

3. ホワイトスペース利用システムに共通に求められる運用上の条件

①特定ラジオマイクにおいては、動的なチャンネル選択時に音声途切れないことが絶対条件。そのための技術の確立や、特段の配慮が必要。【株式会社毎日放送】

その他(全体に対する意見)

①中間とりまとめ(案)はホワイトスペース推進会議ホワイトスペース利用作業班が作成したものの、電波監理審議会の下部組織でもない、権限が不明確なホワイトスペース推進会議が、運用調整の仕組みという重要事項について施策方針を提案し、それをベースに総務省が運用調整の仕組みを決定していくのは、行政の透明性の原則に反する。

今後、総務省が施策方針として決定するにあたっては、電波監理審議会で審議するなど、透明性・公平性に留意すべき。【個人】

②米国では、インセンティブ・オークションを用いて地デジ用周波数帯をいっそう削減し、空いたチャンネルを移動通信に利用しようという動き(リパック)があり、2015年にも実施される可能性がある。このような国際動向について研究することなしに、広大な地デジ用周波数帯のすべてについて、今の段階で運用調整の仕組みを決めてしまうのは適切ではない。【個人】